

支障があるかどうかを審査して、その使用を承認するものとする。

第二節 内燃機関

(始動装置)

第十九条 内燃機関（ガスターービンを除く。以下同じ。）の始動用空気マニホールドは、自己逆転式の内燃機関にあつては各シリンドラの始動弁又は始動弁に近接した箇所に、その他の内燃機関にあつては当該マニホールドの空気入口部に近接にあつては当該マニホールドの空気入口部に近接する箇所に、シリンドラからの火炎の逆流を防止するための装置を備え付けたものでなければならぬ。

2 圧縮空気により始動する内燃機関であつて主機として用いるものの始動装置は、通常使用する空気タンク及び当該空気タンクに速やかに充氣することができる独立動力により駆動される空気圧縮機のほかに、予備の空気タンク及び当該予備の空気タンクに速やかに充氣することができる動力により駆動される空気圧縮機を備え付けたものでなければならない。

(燃料油装置)

第二十条 内燃機関の燃料噴射管の継手は、溶接継手又はユニオン継手でなければならない。

2 内燃機関の燃料噴射管は、漏油による火災の発生を防止するため有効に被覆されたものでなければならない。

3 内燃機関の燃料噴射管は、前項の燃料噴射管の被覆内にたまつた漏油を油面警報装置を備え付けたタンクに導くための措置が講じられたものでなければならない。

4 気化器の燃料入口には、止め弁又はコックを備え付けたものである。

三 気化器とシリンドラとの間又は気化器の空気入口部にシリンドラからの火炎の逆流を防止するための装置を備え付けたものである。

（潤滑油装置）

第二十一条 強制潤滑方式の内燃機関の潤滑油装

ければならない。又は圧力計を適当な位置に備え付けたものでなければならぬ。

2 潤滑油を内燃機関から潤滑油サンプルタンクに導くもどり管は、内燃機関ごとに独立したものでなければならない。

3 クランク室を潤滑油だめとする内燃機関は、クラランク室内の潤滑油を同時に取り出すことができる装置を備え付けたものでなければならない。

4 排気タービン過給機の潤滑装置は、当該排気タービン過給機からの吐出空気中に潤滑油が吸い込まれない構造のものでなければならない。

(冷却装置)

第二十二条 内燃機関の冷却装置は、次に掲げる基準（空冷式の内燃機関の冷却装置にあつては、第一号の基準に限る。）に適合するものでなければならない。

一 当該内燃機関を均等に、かつ、十分に冷却することができるものであること。

二 冷却水又は冷却油は、冷却すべき部分でのきる限り高い位置から排出できるものであること。

三 冷却水又は冷却油の排出管に温度計を備え付けたものであること。

(過圧の防止等)

第二十三条 内燃機関のシリンドラは、シリンドラ内の過圧を防止するための逃がし弁を備え付けたものでなければならない。

2 内燃機関のクランク室は、クランク室内の爆発による過圧を防止するための逃がし弁を備え付けたものでなければならない。

3 内燃機関のクランク室に備え付ける通気装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

（潤滑油装置）

第二十六条 主機として用いる蒸気タービンであつて専ら独立動力ポンプにより潤滑油が供給されるもの（重力タンクを経由して潤滑油が供給されるものを除く。）は、当該独立動力ポンプが停止した場合において、引き続き適当な推進力を得ることができるものでなければならない。ただし、当該内燃機関についでは、この限りでない。

第三節 蒸気タービン

(潤滑油装置)

2 重力タンクを経由して潤滑油が供給されるもの（重力タンクを経由して潤滑油が供給されるものを除く。）は、当該独立動力ポンプが停止した場合において、引き続き適当な潤滑油を自動的に供給することができる非常用潤滑油供給装置を備え付けたものでなければならない。

3 クランク室からの排気が機関室内に滞留しないよう、安全な場所に導かれたものであること。

4 内燃機関の掃気室は、掃気室内の過圧を防止するための逃がし弁及び掃気室内で発生する火災を消火するための装置を備え付けたものでなければならない。

（安全装置）

第二十四条 強制潤滑方式の内燃機関は、潤滑油供給圧力が低下した場合に警報を発する装置を備え付けたものでなければならない。

2 内燃機関は、次に掲げる場合に自動的に燃料の供給を遮断し、かつ、警報を発する装置を備え付けたものでなければならない。

一 回転速度が異常に上昇した場合（当該内燃機関にかかる負荷が激しく減少するおそれのある内燃機関に限る。）

二 潤滑油供給圧力が異常に低下した場合（強制潤滑方式の内燃機関に限る。）

一 蒸気タービンは、次に掲げる場合に自動的に前進蒸気管への蒸気の供給を遮断し、かつ、警報を発する装置を備え付けたものでなければならない。

2 蒸気タービンは、次に掲げる場合に自動的に前進蒸気管への蒸気の供給を遮断し、かつ、警報を発する装置を備え付けたものでなければならない。

3 蒸気タービンは、次に掲げる場合に自動的に前進蒸気管への蒸気の供給を遮断し、かつ、警報を発する装置を備え付けたものでなければならない。

2 回転速度が異常に上昇した場合

2 潤滑油供給圧力が異常に低下した場合（強制潤滑方式の蒸気タービンに限る。）

一 潤滑油供給圧力が低下した場合（強制潤滑方式の蒸気タービンに限る。）

2 蒸気タービンは、次に掲げる場合に自動的に前進蒸気管への蒸気の供給を遮断し、かつ、警報を発する装置を備え付けたものでなければならない。

3 蒸気タービンは、次に掲げる場合に自動的に前進蒸気管への蒸気の供給を遮断し、かつ、警報を発する装置を備え付けたものでなければならない。

2 電気タービンの始動装置は、始動時ににおいて、異常な燃焼その他の障害が生じないものでなければならない。

3 電気タービンの始動装置は、予備の蓄電池を備え付けたものでなければならない。

2 電気タービンの始動装置は、予備の蓄電池を備え付けたものでなければならない。

（安全装置）

第二十八条 蒸気タービンは、次に掲げる場合に警報を発する装置を備え付けたものでなければならない。

一 潤滑油供給圧力が異常に低下した場合（強制潤滑方式の蒸気タービンに限る。）

一 蒸気出口における蒸気の圧力が異常に上昇した場合

が停止した場合において、引き続き当該ガスター
ビンに適当な量の潤滑油を自動的に供給する
ことができる非常用潤滑油供給装置を備え付け
たものでなければならない。

(安全装置)

第三十三条 ガスター・ビンは、次に掲げる場合に
警報を発する装置を備え付けたものでなければ
ならない。

一 潤滑油供給圧力が低下した場合（強制潤滑
方式のガスター・ビンに限る。）

二 燃料油供給圧力が低下した場合

三 ガスの温度が異常に上昇した場合

二 ガスター・ビンは、次に掲げる場合に自動的に
燃料の供給を遮断し、かつ、警報を発する装置
を備え付けたものでなければならない。

一 回転速度が異常に上昇した場合

二 潤滑油供給圧力が異常に低下した場合（強
制潤滑方式のガスター・ビンに限る。）

三 自動始動に失敗した場合（自動始動装置を
備えるガスター・ビンに限る。）

四 火炎が消失した場合

五 異常な振動が生じた場合

（給電停止後の再始動）

第三十四条 主機として用いるガスター・ビンは、
一時的な給電の停止により停止した場合に、再
給電されることにより直ちに再始動するこ
とができるものとすることができる。

（警報装置）

第三十五条 主機の動力を伝達する動力伝達装置
又は軸系であつて強制潤滑方式により潤滑油が
供給されるものは、潤滑油供給圧力が低下した
場合に警報を発する装置を備え付けたものでな
ければならない。

第三十六条 主機の動力を伝達する動力伝達装置
であつて油圧ポンプ、空気圧縮機その他の機械
（クラッチ又は逆転装置の作動装置）
（以下この条において「油圧ポンプ等」とい
う）が発生する力により作動するクラッチ又は
逆転装置を有するものは、当該クラッチ又は逆
転装置を作動する力を発生する通常使用する油
圧ポンプ等のほかに、当該油圧ポンプ等が故障
し、又は停止した場合において、直ちにその機
能を代替することができる予備の油圧ポンプ等
を備え付けたものでなければならない。

を備え付けたものでなければならない。ただ
し、当該通常使用する油圧ポンプ等が故障し、
又は停止した場合において、手動により当該ク
ラッチ又は逆転装置を作動させることができ
る場合については、この限りでない。

(船尾管装置等)

第三十七条 船尾管装置その他軸が船舶の外板を
貫通する部分に備え付ける装置であつて潤滑の
ために油を使用するものは、漏油を防止するた
めの措置が講じられたものでなければならない
い。

第三十八条 船尾管後端部及び張出軸受内面上部
と軸とのすき間は、軸に過大な曲げ応力が生じ
ないよう支面材が調整されたものでなければなら
ない。

第三十九条 プロペラ軸、船尾管内にある中間軸
その他海水に接触する軸は、腐食よくを防止す
るための措置が講じられたものでなければならない
ない。

第四十条 プロペラ軸、船尾管内にある中間軸
その他海水に接触する軸は、腐食よくを防止す
るための措置が講じられたものでなければならない
ない。

第四十一条 プロペラは、プロペラ軸に堅固に取
り付けられたものでなければならない。

第五章 ボイラ及び圧力容器

第四十二条 ボイラ（火炎により蒸気を発生させ
るボイラ）に限る。以下第四十八条までにおいて
同じ。の燃焼装置は、次に掲げる基準に適合
するものでなければならない。

一 次の基準に適合する噴油バーナを備え付け
たものであること。

イ 給油時には、たき口から取り外せないも
のであること。

ロ ボイラの最大負荷時に必要となる蒸気を
発生させるための十分な能力を有するもの
であること。

二 次の基準に適合する送風装置を備え付けた
ものであること。

イ 安定した燃焼を確保するための十分な能
力を有するものであること。

ロ 送風機を備えるものにあつては、当該送
風機が故障した場合（二個以上の送風機を接
続した二個以上の安全弁であつてこれらのお安全

備え付けた送風装置の二個以上の送風機が
故障した場合を除く。においても送風す
ることができるものであること。ただし、制
限気圧が一メガパスカル以下のボイラであつ
て同じ。を超えた場合に内部圧力を制限気
圧以下とすることができるものをボイラ胴に備
え付たものでなければならない。ただし、制
限気圧が一メガパスカル以下のボイラであつ
て同じ。を超えた場合に内部圧力を制限気
圧以下とすることができる。

第四十三条 ボイラは、その給水管のボイラとどの
取付部に近接した箇所に給水止め弁を備え付
けたものでなければならない。

第四十四条 ボイラは、その蒸気取出管のボイラと
との取付部に近接した箇所に蒸気止め弁を備え
付けたものでなければならない。

第四十五条 ボイラは、船外に通じる吹出し管を
接続した吹出し弁であつてスケールその他のボ
イラ内部の付着物を有効に排出することができ
るものをおボイラ胴に取り付けたものでなければ
ならない。

第四十六条 ボイラは、ボイラ胴（過熱器を有す
るボイラ）にあつては、ボイラ胴及び過熱器の
蒸気取出口の圧力を計測するための圧力計測装
置を備え付けたものでなければならない。

第四十七条 ボイラ（火炎により蒸気を発生させ
るボイラ）に限る。以下第四十八条までにおいて
同じ。の燃焼装置は、次に掲げる基準に適合
するものでなければならない。

一 次の基準に適合する噴油バーナを備え付け
たものであること。

イ 給油時には、たき口から取り外せないも
のであること。

ロ ボイラの最大負荷時に必要となる蒸気を
発生させるための十分な能力を有するもの
であること。

二 次の基準に適合する送風装置を備え付けた
ものであること。

イ 安定した燃焼を確保するための十分な能
力を有するものであること。

ロ 送風機を備えるものにあつては、当該送
風機が故障した場合（二個以上の送風機を接
続した二個以上の安全弁であつてこれらのお安全

弁により内部圧力が制限気圧（ボイラ及びこれ
に附属する装置のそれぞれの強度上許容し得る
圧力値のうちの最小値をいう。以下この条にお
いて同じ。）を超えた場合に内部圧力を制限気
圧以下とすることができるものをボイラ胴に備
え付たものでなければならない。ただし、制
限気圧が一メガパスカル以下のボイラであつ
て同じ。を超えた場合に内部圧力を制限気
圧以下とすることができる。

第四十八条 一定の水位を保つように設計され
いるボイラは、水位が当該水位より低下した場
合（主機として用いる蒸気タービンに蒸気を供
給する水管式ボイラにあつては、水位が当該水
位より上昇し、又は低下した場合）に警報を發
する装置を備え付けたものでなければならない。

第四十九条 火炎により蒸気を発生させるボイラ
以外のボイラについては、当該ボイラの種類に
応じ、当該ボイラを備え付ける船舶の航行性及
び人の安全を保持するため管海官庁が必要と
認める基準に適合するものでなければならない。

第五十条 送風が停止した場合

第五十一条 ボイラ水が不足した場合

第五十二条 ボイラは、次に掲げる場合に自動的に燃料の
供給を遮断し、かつ、警報を発する装置を備え
付けたものでなければならない。

一 ボイラ水が不足した場合

二 自動点火に失敗した場合（自動点火装置を
備えるボイラに限る。）

三 火炎が消失した場合

第五十三条 特殊なボイラ

第五十四条 火炎により蒸気を発生させるボイラ

のうち少なくとも一個は、ガラス水面計とし
なければならない。

第五十五条 ボイラは、ボイラ水を採取するための装置を
備え付けたものでなければならない。

第五十六条 (過圧の防止)

第五十七条 ボイラは、船外に通じる排気路を接
続した二個以上の安全弁であつてこれらのお安全

<p>(圧力容器)</p> <p>第五十条 圧力容器は、内部圧力が圧力容器及びこれに附属する装置のそれぞれの強度上許容し得る圧力値のうちの最小値を超えた場合に内部圧力を当該最小値以下とするための十分な能力を有する安全弁その他の過圧防止装置を備え付けたものでなければならない。</p>
<p>第六章 换機及び管装置</p> <p>第一節 通則</p> <p>(管装置の分離)</p> <p>第五十一条 燃料油管装置、潤滑油管装置、清水管装置及びビルジ管装置（次項において「燃料油管装置等」という。）は、それぞれ他の管装置と独立したものでなければならない。</p> <p>第五十二条 補機及び管装置の継手部その他漏えいのある部分は、発電機、配電盤、制御器その他の電気設備に近接した場所に設けてはならない。ただし、継手部その他漏えいのおそれのある部分からの漏えいを防止するための措置又は当該電気設備を保護するための措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>第五十三条 油又は危険物を貯蔵又は積載するタンクに備え付けた前項の過圧防止装置は、当該油又は危険物が飛散することを防止するための措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>第五十四条 (過圧の防止等) 管装置は、安全弁その他の過圧防止装置を備え付けたものでなければならない。</p>
<p>第五十五条 (タンク内液量計測装置)</p> <p>2 油又は危険物を貯蔵又は積載するタンクに備え付けた前項の液量を計測するための装置は、破損によりタンク内に貯蔵する物質が流出するおそれのないものでなければならない。</p> <p>第五十六条 (圧縮空気管装置等の配管)</p> <p>2 油又は危険物を貯蔵又は積載するタンクに備え付けた前項の液量を計測するための装置は、破損によりタンク内に貯蔵する物質が流出するおそれのないものでなければならない。</p> <p>第五十七条 管装置の継手は、当該管装置の使用目的及び使用位置に応じ、漏えいの防止のための適当な措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>第五十八条 (弁及びコック)</p> <p>2 油に係る管装置は、継手ができる限り少ないものでなければならない。</p> <p>第五十九条 (外板に開口を有する管装置)</p> <p>2 当該弁及びコックを操作する位置で容易に開閉状態を識別することができるものでなければならぬ。</p> <p>第六十条 (二以上の水密区画室に開口を有する管装置)</p> <p>2 寒冷地に停泊することのある船舶又は極海域航行船（船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第二条第六項に規定する極海域航行船をいう。）であつて海水がある海域を航行する船舶の海水吸入口は、着水等により海水の吸入に支障を生じないものでなければならない。</p> <p>第六十一条 (二以上の水密区画室に開口を有する管装置)</p> <p>2 寒冷地に停泊することのある船舶又は格子及び網又は格子を容易に掃除することができる装置を備え付けたものでなければならない。</p> <p>第六十二条 (船舶の推進に関係のある補機)</p> <p>2 船舶の推進に関係のある補機であつて次に掲げるものは、通常使用する補機のほかに、当該補機が故障し、又は停止した場合において、直ちにその機能を代替することができる予備の補機がなければならない。ただし、当該通常使用する補機が故障し、又は停止した場合においても引き続しあつて適當な推進力を得ることができる船舶については、この限りでない。</p> <p>第六十三条 (船舶の推進に関係のある補機)</p> <p>2 船舶の推進に関係のある内燃機関の始動用いる圧縮空気管装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>第六十四条 (内燃機関の始動用いる空気タンク)</p> <p>2 空気主管を内燃機関からの火炎の逆流から保護することができる箇所に逆止め弁を備え付けたものである。</p> <p>第六十五条 (制御用圧縮空気管装置)</p> <p>2 機関の制御に用いる圧縮空気を供給できるものでなければならない。</p> <p>第六十六条 (燃料油タンクの兼用)</p> <p>2 前項第四号のポンプであつて通常使用するものの及び予備のものに接続する管装置は、それぞれ独立したものでなければならない。</p>

<p>第五十三条 損傷を受けやすい場所に設けられる補機及び管装置並びに危険物（危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十</p>
<p>号）第二条第一号の危険物をいう。以下この節において同じ。）に係る補機及び管装置は、損傷の防止のための措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>第五十四条 (過圧の防止等)</p> <p>2 管装置は、安全弁その他の過圧防止装置を備え付けたものでなければならない。</p> <p>第五十五条 (タンク内液量計測装置)</p> <p>2 油又は危険物に係る補機及び管装置に備え付けた前項の過圧防止装置は、当該油又は危険物が飛散することを防止するための措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>第五十六条 (圧縮空気管装置等の配管)</p> <p>2 油又は危険物を貯蔵又は積載するタンクに備え付けた前項の液量を計測するための装置は、破損によりタンク内に貯蔵する物質が流出するおそれのないものでなければならない。</p> <p>第五十七条 管装置の継手は、当該管装置の使用目的及び使用位置に応じ、漏えいの防止のための適当な措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>第五十八条 (弁及びコック)</p> <p>2 油に係る管装置は、継手ができる限り少ないものでなければならない。</p> <p>第五十九条 (外板に開口を有する管装置)</p> <p>2 当該弁及びコックを操作する位置で容易に開閉状態を識別することができるものでなければならない。</p> <p>第六十条 (二以上の水密区画室に開口を有する管装置)</p> <p>2 寒冷地に停泊することのある船舶又は格子及び網又は格子を容易に掃除することができる装置を備え付けたものでなければならない。</p> <p>第六十二条 (船舶の推進に関係のある補機)</p> <p>2 船舶の推進に関係のある内燃機関の始動用いる圧縮空気管装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>第六十四条 (内燃機関の始動用いる空気タンク)</p> <p>2 空気主管を内燃機関からの火炎の逆流から保護することができる箇所に逆止め弁を備え付けたものである。</p> <p>第六十五条 (制御用圧縮空気管装置)</p> <p>2 機関の制御に用いる圧縮空気を供給できるものでなければならない。</p> <p>第六十六条 (燃料油タンクの兼用)</p> <p>2 前項第四号のポンプであつて通常使用するものの及び予備のものに接続する管装置は、それぞれ独立したものでなければならない。</p>

<p>一 外板の腐食を防止するための措置が講じられたものであること。ただし、外板の材質が耐久性の優れたものである場合は、この限りでない。</p> <p>二 当該区画室内で生じたビルジが専用のタンク又はコアダムに導かれるものであること。</p> <p>三 喫水線下の外板に開口を有し、かつ、船内（専ら液体を積載するタンク内を除く。）に開口を有する管装置であつて当該管装置に海水の浸入を防止するための措置が講じられたものであること。</p> <p>四 喫水線下の外板に開口を有する管装置（専ら液体を積載するタンク内を除く。）に開口を有する管装置は、当該管装置に海水の浸入を防止するための措置が講じられたものでなければならない。</p> <p>五 喫水線下の外板に開口を有する管装置</p>
<p>一 外板に堅固に取り付けられた止め弁又はコックを當該開口部に備え付けたものであることを</p>
<p>一 外板に堅固に取り付けられた止め弁又はコックを當該開口部に備え付けたものであることを</p>
<p>一 外板に堅固に取り付けられた止め弁又はコックを當該開口部に備え付けたものであることを</p>
<p>一 外板に堅固に取り付けられた止め弁又はコックを當該開口部に備え付けたものであることを</p>

<p>一 外板に堅固に取り付けられた止め弁又はコックを當該開口部に備え付けたものであることを</p>

の一部を取り外すことができるものか又は適當な箇所にブラインド継手を備え付けたものでなければならない。
(油こし器)
第六十七条 船舶の推進に關係のある燃料油管装置及び潤滑油管装置は、二個のこし器又は複式のこし器を備え付けたものでなければならない。

(止め弁等)

(第六十八条) 燃料油及び燃料油以外の油（貨物油を除く。）であつて引火点が摂氏百度以下のもの（以下「燃料油等」という。）に係る管装置は、当該装置のポンプの吸油側及び送油側に止め弁又はコックを備え付けたものでなければならない。

(燃料油タンクの設置)

[第六十九条] 燃料油等を貯蔵するタンク（以下「燃料油等タンク」という。）は、できる限り船体の一部を形成するものでなければならない。

2 二重底を用いる燃料油等タンク以外の燃料油等タンクは、特定機関区域（船舶防火構造規則昭和五十五年運輸省令第十一号）第二条第十九号の特定機関区域をいう。以下同じ。）外に設けなければならない。ただし、当該燃料油等タンクを特定機関区域の隔壁に隣接した二重底内底板上に設ける場合は、この限りでない。

3 前項本文の規定により同項に規定する燃料油等タンクを特定機関区域外に設ける場合であつて当該燃料油等タンクを特定機関区域に隣接して設けるときは、当該燃料油等タンクは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 特定機関区域の隔壁に接する部分の面積ができる限り小さいものであること。

二 できる限り二重底内底板上に設けたものであること。

(燃料油タンクの保護)

[第六十九条の二] 燃料油タンクの総容量が六百立方メートル以上（極海域（船舶設備規程第二条第六項に規定する極海域をいう。以下この条において同じ。）を航行する船舶（極海域のうち厚さ〇・三メートル以上の海水がある海域を行ふように設計されたものに限る。）にあつては、三十立方メートル以上）の船舶の燃料油タンクは、衝突、乗揚げその他の事由により船舶に損傷が発生した場合において、大量の燃料油が排出されることを防止するための措置が講じられたものでなければならない。

(油タンクの附属装置)

[第七十条] 貨物油タンク以外の油タンク（二重底を用いる油タンクを除く。）は、次に掲げる基準に適合する吸引元弁又はコックを備え付けたものでなければならない。

一 油を吸引する管のタンク壁に接続する箇所に備え付けたものであること。

二 次に掲げる場合を除き、吸引元弁又はコックを遠隔操作により閉鎖することができる装置を備え付けたものであること。

イ 吸引元弁又はコックを備え付けた箇所が軸路、普通路その他通常人の立ち入らない区画室内にあり、かつ、油を吸引する管の当該区画室外の箇所に止め弁又はコック（当該止め弁又はコックを備え付けた箇所が機関区域（船舶防火構造規則第二条第二十号の第五号、第九十九条第一項及び第一百条の三四号において同じ。）内であるときは、遠隔操作により閉鎖することができる装置を備え付けた止め弁又はコック）を備え付ける場合

ロ 吸引元弁又はコック（燃料油等以外の油を貯蔵するタンクに備え付ける吸引元弁又はコックに限る。）を備え付けた箇所が特定機関区域外である場合

ハ 吸引元弁又はコックが通常閉鎖された状態にある場合

2 燃料油タンクの注油管であつて船外からの注油に用いるものは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 開口は、堅固なふたで密閉することができるものであること。

二 専ら注油に用いるものであること。

三 タンク壁に接続する箇所に逆止め弁又は遠隔操作により閉鎖することができる装置を備え付けた止め弁若しくはコックを備え付けたものである。ただし、燃料油タンクの頂部に接続する注油管にあつては、この限りでない。

一 開口は、堅固なふたで密閉することができるものであること。

二 前項第二号から第四号に掲げる基準（排気管装置）

[第七十二条] 喫水線付近に排気口を有する排気管装置は、当該排気口から海水が原動機又はボイラに浸入することを防止するための措置が講じられたものでなければならない。

2 原動機の排気管装置は、原動機からの排気の余熱を利用するボイラの排気管装置であつて原動機の排気管との接続により当該原動機の性能を著しく低下させるおそれのないと接続する場合を除き、ボイラの排気管装置と独立したものでなければならない。

3 二台以上の内燃機関からの排気を共通の消音器に導く排気管装置は、停止している内燃機関のシリンドラに作動している内燃機関からの排気が侵入することを防止するための措置が講じられたものでなければならない。

(冷却管装置の海水吸入口)

当該開口は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
一 引火性ガスが火災の発生のおそれのある場所に滞留しないよう、安全な場所に導かれたものであること。

二 波浪の浸入及び漏油を防止するための措置が講じられたものであること。

三 が講じられたものであること。

四 開口を有する貨物油タンク以外の油タンクの開口を有するものでなければならない。

当該開口は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 引火性ガスが火災の発生のおそれのある場所に滞留しないよう、安全な場所に導かれたものであること。

二 波浪の浸入及び漏油を防止するための措置が講じられたものであること。

三 が講じられたものであること。

四 開口を有する貨物油タンク以外の油タンクの開口を有するものでなければならない。

当該開口は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 ボイラの最大負荷時に必要とされる量のボイラ水を給水することができる動力ポンプを備え付けるものであること。

二 給水管の適当な箇所にねじ締め逆止め弁を備え付けるものであること。

三 主機に蒸気を供給するボイラの給水に用いるものにあつては、自動的に給水量を調整することができる給水制御装置を備え付けるものであること。

四 ボイラの給水用のポンプと給水管の間に逆止め弁を備え付けるものであること。

五 前項の冷却管装置のすべての海水吸入弁とポンプとの間に二個のこし器又は複式のこし器を備え付けるものでなければならない。

六 前項の冷却管装置のすべての海水吸入弁とポンプとの間に二個のこし器又は複式のこし器を備え付けるものでなければならない。

七 前項の冷却管装置のすべての海水吸入弁とポンプとの間に二個のこし器又は複式のこし器を備え付けるものでなければならない。

八 前項の冷却管装置のすべての海水吸入弁とポンプとの間に二個のこし器又は複式のこし器を備え付けるものでなければならない。

九 前項の冷却管装置のすべての海水吸入弁とポンプとの間に二個のこし器又は複式のこし器を備え付けるものでなければならない。

十 前項の冷却管装置のすべての海水吸入弁とポンプとの間に二個のこし器又は複式のこし器を備え付けるものでなければならない。

十一 前項の冷却管装置のすべての海水吸入弁とポンプとの間に二個のこし器又は複式のこし器を備え付けるものでなければならない。

十二 前項の冷却管装置のすべての海水吸入弁とポンプとの間に二個のこし器又は複式のこし器を備え付けるものでなければならない。

十三 前項の冷却管装置のすべての海水吸入弁とポンプとの間に二個のこし器又は複式のこし器を備え付けるものでなければならない。

十四 前項の冷却管装置のすべての海水吸入弁とポンプとの間に二個のこし器又は複式のこし器を備え付けるものでなければならない。

十五 前項の冷却管装置のすべての海水吸入弁とポンプとの間に二個のこし器又は複式のこし器を備え付けるものでなければならない。

十六 前項の冷却管装置のすべての海水吸入弁とポンプとの間に二個のこし器又は複式のこし器を備え付けるものでなければならない。

十七 前項の冷却管装置のすべての海水吸入弁とポンプとの間に二個のこし器又は複式のこし器を備え付けるものでなければならない。

(ボイラの排気管装置)

当該せき板を設けてはならない。ただし、当該せき板の開度が三分の二以下となることがなく、かつ、当該せき板を任意の開度で固定できる構造のものであつて、当該開度を明りようにより表示することができるものについては、この限りでない。

当該せき板を設けてはならない。

(ビルジポンプ) 第七十八条 長さ二十五メートル以上の船舶には、ビルジを船外に排出するための十分な能力を有する二台の動力ポンプを備え付けなければならない。この場合において、当該動力ポンプを船外に排出するための十分な能力を有する動力ポンプ及び手動ポンプをそれぞれ一台ずつ備え付けなければならない。

3 第一項の独立動力ポンプは、速やかにビルジの吸引を開始することができるものでなければならぬ。(ビルジ吸引管)

第七十九条 専ら液体の積載に用いられる水密区画室以外の水密区画室(第八十七条の規定によりビルジ吸引管が備え付けられた水密区画室を除く。)には、次に掲げる基準に適合するビルジ吸引管を備え付けなければならない。

一 前項は第二項の規定により船舶に備え付けるポンプの双方と接続されたものである。ただし、当該ポンプの動力を用いて水密区画室内のビルジを有効に吸引することができるビルジ吸引管を備え付けた水密区画室については、この限りでない。

二 船舶の大きさ及びビルジを吸引する水密区画室の大きさに応じ、適切にビルジを船外に排出することができる十分な内径を有するものであること。

(機関室のビルジ吸引管)

第八十条 長さ五十メートル以上の船舶の機関室には、前条に規定するビルジ吸引管のほか、第七十八条第一項の規定により船舶に備え付ける独立動力ポンプと接続されたビルジ吸引管であつて、専ら原動機・ボイラ及び補機を備え付けていた水密区画室のビルジを吸引するもの(次項において「直接ビルジ吸引管」という。)並びに危急用のビルジ吸引管を備え付けなければならない。前項の直接ビルジ吸引管は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 マツドボックスその他のごみよけ装置を備えたものであること。

2 前号のポンプの能力に応じ、適切にビルジを船外に排出することができる十分な内径を有するものであること。

3 二 前条第二号に掲げる基準による基準に適合するものでなければならない。

二 内燃機関を主機とする船舶にあっては当該主機の冷却水ポンプ、蒸気タービンを主機とする船舶にあっては当該主機に係る循環ポンプ、その他の船舶にあっては第七十八条の動力ポンプ以外の独立動力ポンプであつて機関室において最大の能力を有するものと接続されたものであること。

三 前号のポンプの能力に応じ、適切にビルジを船外に排出することができる十分な内径を有するものであること。

一 貨物、貨物油タンク及び貨物油タンクに隣接するバラストタンクの水バラスト、貨物油タンクに隣接するコファダム及びポンプ室のビルジ並びに貨物油タンクの洗浄水の移送以外の用途に使用されないものであること。

二 貨物油ポンプの吐出圧力を計測するための圧力計測装置であつて当該貨物油ポンプの設置場所(当該貨物油ポンプの操作を当該貨物油ポンプの設置場所以外の場所において行う場合は、当該設置場所及び操作を行う場所)に指示計を有するものを備え付けたものであること。

三 漏油をできる限り防止することができる構造のものであること。

当該蒸気管装置の当該開口に近接した箇所及び当該貨物油管との接続部分に近接した箇所に二重の止め弁を備え付たものでなければならない。

(ビルジ吸引管)

第八十七条 ポンプ室及び貨物油タンクに隣接するコファダムには、次に掲げる基準に適合するビルジ吸引管を備え付けなければならない。

イ 専らポンプ室及び当該コファダムのビルジ吸引管に用いられる動力ポンプの次のイ又はロに掲げるポンプ二台と接続されたものであること。

ロ 貨物油ポンプ(ビルジ吸引口にねじ締め逆止め弁を備え付けたビルジ吸引管に限る)。

二 第七十九条のビルジ吸引管と独立したものであること。

三 機関室に導かれていないものであること。

(バラスト管装置等)

第八十八条 貨物油タンク内に接続するバラスト管及び貨物油タンク内に貫通するバラスト管は、適當な通気装置を備え付たものでなければならない。

一 前項のバラスト管は、機関室に導かれていないものでなければならない。

2 第八十二条 貨物油管は、貨物油ポンプの吸油側(貨物油管の弁等)に適用する。

二 第八十三条 貨物油管は、貨物油ポンプは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 機関室、船艤その他の通常ビルジにごみが混入する水密区画室のビルジを吸引する水密区画室の大きさに応じ、適切にビルジを船外に排出することができる十分な内径を有するものであること。

2 第八十四条 貨物油タンクは、次に掲げる基準に適合する通気装置を備え付けたものであり、かなりの量にビルジを吸引することができる高さにあること。

五 機関室の床板上で容易に操作することができるねじ締め逆止め弁を備え付けたものであること。

三 第八十五条 貨物油タンクの内圧力が著しく変化した場合に警報を発することができる構成が、かつ、貨物油タンク内の圧力が著しく変化した場合に警報を発することができる構成が、また、貨物油タンク内の圧力を監視する装置のいずれかを備え付けたものでなければならない。

二 温度変化により生じる貨物油タンク内の圧力の変化を調整するための自動呼吸弁を適当な位置に備え付けたものであること。

三 他の空気管と独立したものであること。

(貨物油タンク内の配管等)

第八十六条 貨物油タンク内には、貨物油管、貨物の加熱管、貨物油タンクのバラスト管その他当該貨物油タンク内に設けることがやむを得ない管装置以外の管装置は、設けてはならない。

(蒸気管装置)

第八十七条 機関の制御

第九十条 機関の制御を行ふための装置(以下「制御装置」という。)は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 機関の始動及び停止その他の機関の作動のために必要な操作を容易に、かつ、確実に行なうことができるものであること。

二 設置場所の温度及び湿度の変化、動搖、傾斜、振動並びに動力源の変動によりその性能に支障を生じないものであること。

三 当該装置の一部又は当該装置の動力源に故障を生じた場合においても、機関の損傷又は当該装置の取扱者に対する危険を生じないよう適切な措置が講じられたものであること。

四 当該装置の動力源のうちの一が故障した場合においても、機関の作動のために必要な操作を行うことができるものであること。ただし、係留船にあつては、管海官庁が当該係留船の係留の態様を考慮して差し支えない認める場合は、この限りでない。

(自動制御装置)

第九十二条 自動制御の機能を有する制御装置(以下「自動制御装置」という。)は、前条の規定によるほか、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 あらかじめ設定された機関の作動状態を自動的に保持することができるものであること。

二 異常が生じた場合に警報装置の作動、機関の停止その他の機関の損傷を防止するための措置を講じることができるものであること。

三 自動制御の機能を手動で解除することができるものであること。

(遠隔制御装置)

第九十三条 遠隔制御の機能を有する制御装置(以下「遠隔制御装置」という。)は、第九十一条の規定によるほか、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 遠隔制御を行う場所において、機関の始動及び停止その他の機関の作動のために必要な操作を容易に、かつ、確実に行うことができるものであること。

二 遠隔制御の機能を手動で解除することができるものであること。

三 前条第二号に掲げる基準に適合するものである。

(主機の遠隔制御装置)

二 プロペラ軸の回転方向(可変ピッチプロペラにあつては、プロペラの翼角)及び回転数を制御することができるものであること。

一 プロペラ軸の回転方向(可変ピッチプロペラにあつては、プロペラの翼角)及び回転数を制御することができるものであること。

二 二以上のプロペラを有する船舶にあつては、当該プロペラに連結された主機を独立して制御できるものであること。

三 始動に圧縮空気を必要とする主機の遠隔制御装置にあつては、当該主機の設置場所において当該主機を始動するために十分な始動用空気の圧力を確保するための措置が講じられたものであること。

四 故障により遠隔制御を行うことができない場合に主機の制御を当該主機の設置場所において行うことを妨げないものであり、かつ、当該主機の設置場所における制御を行うまでの間、当該主機の回転数をできる限り保持することができるものであること。ただし、互いに独立した二以上の遠隔制御系統を有する場合は、この限りでない。

五 故障により遠隔制御を行うことができない場合に遠隔制御を現に行つている場所において警報を発する装置が備え付けられたものであること。

(機関区域無人化船)

第九十六条 機関区域無人化船は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 機関区域に船員が配置されない状態において連続して安全に作動する推進機関を有するものであること。

二 この省令の規定により船舶の推進に關係のある補機を二台以上備え付ける場合には、当該補機の一台に異常が生じた場合に他の補機に自動的に切り換える装置を備え付けたものであること。

三 次に掲げる装置を備え付けたものであること。

イ 主機の遠隔制御装置であつて、船橋において第九十三条第二項第一号及び第二号の制御を行うことができるもの

ロ ボイラの自動制御装置

ハ 船舶の推進に關係のある補機の自動制御装置

三 船橋以外の遠隔制御を行うことができる場所には、船橋より発せられた主機に係る命令を確認するための装置が備え付けられたものであること。

二 二以上の場所において同時に遠隔制御を行ふことができないものであること。

一 二以上の場所において遠隔制御を行ふことができる主機の遠隔制御装置は、前項の規定によるほか次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

二 遠隔制御を行ふことができる場所には、遠隔制御を行つている場所を表示するための装置が備え付けられたものであること。

一 二以上の場所において同時に遠隔制御を行ふことができる主機の遠隔制御装置は、前項の規定によるほか次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

の回転数をできる限り保持することができるものであること。

六 遠隔制御を行うことができる場所において、可視警報が確認されるまでの間、可視警報は当該警報の原因となつた状態が復旧するまでの間、継続されるものであること。

(主機及び主要な補助機関)

七 主機及び主要な補助機関には、第九十一条の制御装置を備え付けなければならない。

八 食堂、休憩室及び船員室(機関部の船舶職員(船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二条第二項の船舶職員(同条第三項の運航士を含む。)をいう。)の船員室に限る。)において警報を発することができるものであること。

九 電源が断られた場合に警報を発し、かつ他の電源に自動的に切り換えることができるものであること。

一 一定時間内に警報が確認されない場合において、船舶設備規程第百四十六条の四十一条に規定する機関部の船舶職員を呼び出すための装置を自動的に作動させることができるものであること。

二 可聴警報は当該警報が確認されるまでの間、可視警報は当該警報の原因となつた状態が復旧するまでの間、継続されるものであること。

三 職員(船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二条第二項の船舶職員(同条第三項の運航士を含む。)をいう。)の船員室に限る。)において警報を発するための装置を自動的に作動させることができるものであること。

四 一時的に警報が確認されない場合において、船舶設備規程第百四十六条の四十一条に規定する機関部の船舶職員を呼び出すための装置を自動的に作動させることができるものであること。

五 機関区域のビルジにより機関の停止その他の機関の損傷を防止するための措置を自動的に講じることがないよう、設定された高さに当該ビルジの液面が達した場合に警報を発する装置を備え付けたものであること。

六 異常が生じた場合に機関の停止その他の機関の損傷を防止するための措置を自動的に講じる安全装置を備え付けたものであること。ただし、当該安全装置の機能を一時的に停止するための装置を備え付ける場合には、当該装置は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 動搖、振動、衝撃等による不時の作動を防止するための措置が講じられたものであること。

ロ 作動中ですることを表示することができること。

ハ 始動用空気の圧力は、自動的に保持されるものでなければならない。

九 始動用空気圧力

一 燃料油常用タンクは、機関区域に船員が配置されない状態において機関を作動するため

(燃料油装置)

第九十八条 燃料油装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 プロペラ軸の回転方向(可変ピッチプロペラにあつては、プロペラの翼角)及び回転数を制御することができるものであること。

二 プロペラ軸の回転方向(可変ピッチプロペラにあつては、プロペラの翼角)及び回転数を制御することができるものであること。

三 前条第二号に掲げる基準に適合するものである。

(主機の遠隔制御装置)

二 プロペラ軸の回転方向(可変ピッチプロペラにあつては、プロペラの翼角)及び回転数を制御することができるものであること。

一 プロペラ軸の回転方向(可変ピッチプロペラにあつては、プロペラの翼角)及び回転数を制御することができるものであること。

三 前条第二号に掲げる基準に適合するものである。

(主機の遠隔制御装置)

二 プロペラ軸の回転方向(可変ピッチプロペラにあつては、プロペラの翼角)及び回転数を制御することができるものであること。

一 プロペラ軸の回転方向(可変ピッチプロペラにあつては、プロペラの翼角)及び回転数を制御することができるものであること。

三 前条第二号に掲げる基準に適合するものである。

二 プロペラ軸の回転方向(可変ピッチプロペラにあつては、プロペラの翼角)及び回転数を制御することができるものであること。

一 プロペラ軸の回転方向(可変ピッチプロペラにあつては、プロペラの翼角)及び回転数を制御することができるものであること。

に十分な容量のものであること。ただし、当該タンクへの燃料油の補給が自動制御により行われるものについては、この限りでない。

二、主機及び発電機を駆動する補助機関の燃料油装置（燃料油を加熱する場合に限る。）にあつては、燃料油の温度を自動的に調節できる装置を備え付けたものであること。

三、燃料油の清浄機及び加熱器は、火災を発生するおそれのない場所に備え付けたものであること。

四、燃料油常用タンクへの燃料油の補給が自動制御若しくは遠隔制御により行われる場合には、あふれた燃料油を適当なタンクに導くための措置が講じられたものであること。

五、燃料油セットリングタンク又は燃料油常用タンクに加熱管を設ける場合には、温度警報を発する装置を備え付けたものであること。

主機及び発電機を駆動する補助機関の潤滑油装置は、潤滑油の温度を自動的に調節できる装置を備え付けたものでなければならない。

主機及び発電機を駆動する補助機関の冷却装置は、冷却水又は冷却油の温度を自動的に調節できる装置を備え付けたものでなければならない。

（ビルジ管装置等）

第九十九条 機関区域のビルジウエルは、機関区域内に船員が配置されない状態において発生するビルジの量に対し十分な容量のものでなければならない。

2 ビルジ吸引管に備え付けられた弁若しくはコック又は船舶の喫水線下の外板の開口部に備え付けられた弁若しくはコックは、浸水した場合においても容易に操作することができるものでなければならない。

（旅客船に対する特例）

第一百条 機関区域無人化船である旅客船の機関は、第九十六条から前条までの規定によるほか、旅客の安全を確保するため管海官庁が必要と認める基準に適合するものでなければならぬ。

第九章 低引火点燃料船の機関

（適用範囲）

第一百条の二 この章の規定は、引火点が摄氏六十度以下の燃料（以下「低引火点燃料」という。）を使用する船舶（貨物を燃料として使用する液化ガスばら積船を除く。以下「低引火点燃料船」という。）に適用する。

に十分な容量のものであること。ただし、当該タンクへの燃料油の補給が自動制御により行われるものについては、この限りでない。

二、主機及び発電機を駆動する補助機関の燃料油装置（燃料油を加熱する場合に限る。）にあつては、燃料油の温度を自動的に調節できる装置を備え付けたものであること。

三、燃料油の清浄機及び加熱器は、火災を発生するおそれのない場所に備え付けたものであること。

四、燃料油常用タンクへの燃料油の補給が自動制御若しくは遠隔制御により行われる場合には、あふれた燃料油を適当なタンクに導くための措置が講じられたものであること。

五、燃料油セットリングタンク又は燃料油常用

タンクに加熱管を設ける場合には、温度警報を発する装置を備え付けたものであること。

主機及び発電機を駆動する補助機関の潤滑油装置は、潤滑油の温度を自動的に調節できる装置を備え付けたものでなければならない。

主機及び発電機を駆動する補助機関の冷却装置は、冷却水又は冷却油の温度を自動的に調節できる装置を備え付けたものでなければならない。

（ビルジ管装置等）

第九十九条 機関区域のビルジウエルは、機関区域内に船員が配置されない状態において発生するビルジの量に対し十分な容量のものでなければならない。

2 ビルジ吸引管に備え付けられた弁若しくはコック又は船舶の喫水線下の外板の開口部に備え付けられた弁若しくはコックは、浸水した場合においても容易に操作することができるものでなければならない。

（旅客船に対する特例）

第一百条 機関区域無人化船である旅客船の機関は、第九十六条から前条までの規定によるほか、旅客の安全を確保するため管海官庁が必要と認める基準に適合するものでなければならない。

（低引火点燃料船）

第一百条の三 低引火点燃料船は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一、低引火点燃料による危険性を最小限度にとどめるため管海官庁が必要と認める基準に適合する通風装置、計測装置（温度計測装置その他の機関の状態を計測する装置をいう。）、制御装置及び安全装置（警報装置その他の機

関に異常が生じた場合に作動する装置をいいう。次号及び第三号において同じ。）を備え付けたものであること。

二、安全装置に故障を生じた場合又は低引火点燃料が漏えいした場合においても、機関の損傷又は当該機関の取扱者に対する危険を生じないよう適切な措置が講じられたものであること。

三、船舶の推進に關係のある機関は、安全装置が作動した場合においても船舶の推進力を保持し、又は速やかに回復する措置が講じられたものであること。

四、機関区域（低引火点燃料を使用する内燃機関のある区域その他低引火点燃料が漏えいするおそれのあるものに限る。）及び燃料タンクを設ける場所内において火災又は爆発が発生した場合においても船舶の堪航性及び人命の安全の保持に支障を及ぼすことのないよう

に適當な措置が講じられたものであること。

五、危険場所（低引火点燃料の危険性を考慮してできる限り少なくなるように配置したものであること。

六、危険場所に備え付けた設備が次に掲げる基準に適合するものであること。

（船舶機関規則の適用に関する経過措置）

第一百二条 第四条から前条までの規定の適用については、これらの規定にその基準について定めある機関を有する船舶の大きさ、航海の態様等又は当該機関の能力、使用目的、使用方法等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合には、当該規定を適用せず、又はその適用を緩和することができるものとする。

（附則）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十九年九月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に建造され、又は建造に着手された船舶の機関については、なお従前の例による。

第三条 前条の規定にかかるわらず、同条に規定する船舶の機関について、この省令の施行の日以後において主要な変更又は改造を行つた場合には、当該変更又は改造を行つた機関については、改正後の船舶機関規則の規定を適用する。

（附則）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十一一年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（附則）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十二年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（海官庁が必要と認めて指示する措置が講じられたものであること。）

第十章 雜則

（備品） 船舶には、当該船舶に備え付ける機関の種類、用途及び数量に応じ、当該機関の保守及び船舶において行う軽微な修理に必要となる予備の部品、測定器具及び工具を機関室内又は船舶内の適当な場所に備え付けなければならない。

（説明書） 第百一条 船舶には、船員が通常業務に従事する場合において使用する言語により作成された船舶の推進に關係のある機関の取扱い及び保守に関する説明書及び図面を備え置かなければならぬ。

（適用の特例） 第百二条 第四条から前条までの規定の適用については、これらの規定にその基準について定めある機関を有する船舶の大きさ、航海の態様等又は当該機関の能力、使用目的、使用方法等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合には、当該規定を適用せず、又はその適用を緩和することができるものとする。

（附則）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十三年二月十五日（以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶機関規則の適用に関する経過措置）

第六条 施行日において現存係留船に現に備え付けている機関（施行日に現に建造又は改造中の船舶にあっては、備え付け予定のものを含む。）は、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、船舶機関規則の規定に適合しているものとみなす。

（附則）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十一年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（附則）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十一年六月三〇日運輸省令第一号（以下「施行日」という。）から施行する。

（附則）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十一年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（附則）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（附則）抄

（則一）という。）第八十一条に規定するタンカーに該当するものとしない、新船舶機関規則の規定を適用する。ただし、施行日以後主要な変更又は改造を行う船舶については、当該変更又は改後は、この限りでない。

附則 （昭和六一年一月二九日運輸省令第四〇号）抄

第一条 この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号。以下「改正法」という。）附則第一条第四号に定める日（昭和六十二年四月六日。以下「施行日」という。）から施行する。

（附則）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十三年一月二日（以下「施行日」という。）から施行する。

（附則）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十四年一月二日（以下「施行日」という。）から施行する。

（附則）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十五年一月二日（以下「施行日」という。）から施行する。

（附則）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十六年一月二日（以下「施行日」という。）から施行する。

（附則）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十七年一月二日（以下「施行日」という。）から施行する。

（附則）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十八年一月二日（以下「施行日」という。）から施行する。

（附則）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十九年一月二日（以下「施行日」という。）から施行する。

（附則）抄

（施行期日）

